

紀美野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 H23.4.1	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	10,699	7,697,675	560,830	900,155	11.7	11.6

平成22年度決算統計(地方財政状況調査)の数値を入力しています

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算の合計)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円		千円
22年度	180	595,640	92,840	211,675	900,155	5,001	5,532

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

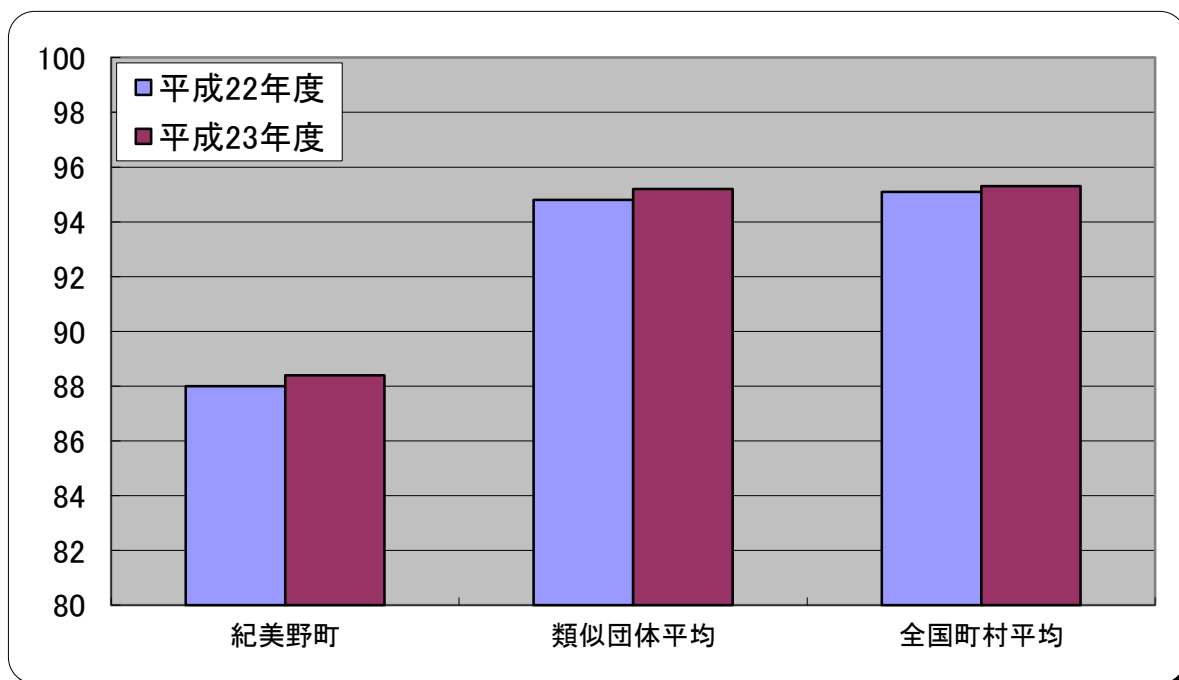
平成18年1月1日新設合併により紀美野町が誕生しました。

紀美野町は(類似団体 III-1)に分類されます。

(4) ラスパイレス指数の状況(平成23年4月1日現在)

	紀 美 野 町	類 似 団 体	全 町 村 平 均	国 均
22年度	88.0	94.8	95.1	
23年度	88.4	95.2	95.3	

1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。



2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
紀美野町	45.3歳	308,058円	345,760円	332,773円
和歌山県	42.8歳	338,161円	412,144円	373,584円
国	42.3歳	327,205円	—円	397,723円
類似団体	42.8歳	317,508円	371,662円	342,056円

②技能労務職

(単位:円)

区分	公務員				
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
紀美野町	47.7	9	195,300円	203,566円	201,033円
うち調理員	46.3	8	191,825円	201,163円	198,288円
うち校務員(用務員)	*	*	*円	*円	*円
和歌山県	50.3	281	338,967円	380,783円	362,626円
国	49.5	3,689	283,862円	—円	321,662円
類似団体	49.5	8	276,247円	294,400円	384,789円

区分	民間			参考(単位:円)			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C/D
うち調理員	調理士	44.8	240,500円	0.8	3,117,800	3,221,500	1.0
うち校務員(用務員)	用務員	53.8	209,700円	*	*	*	*

1「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。なお、個人情報保護の観点から、対照となる職員数が1人又は2人の場合は、当該の欄はすべてアスタリスク(*)としている。

3民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

4技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

5年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当(支給職員1人当たり年額)、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日)

区分		紀美野町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	129,200円	141,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	244,079 円	283,900 円	325,800 円
	高校卒	- 円	257,733 円	297,000 円
技能労務職	高校卒	182,950 円	- 円	- 円

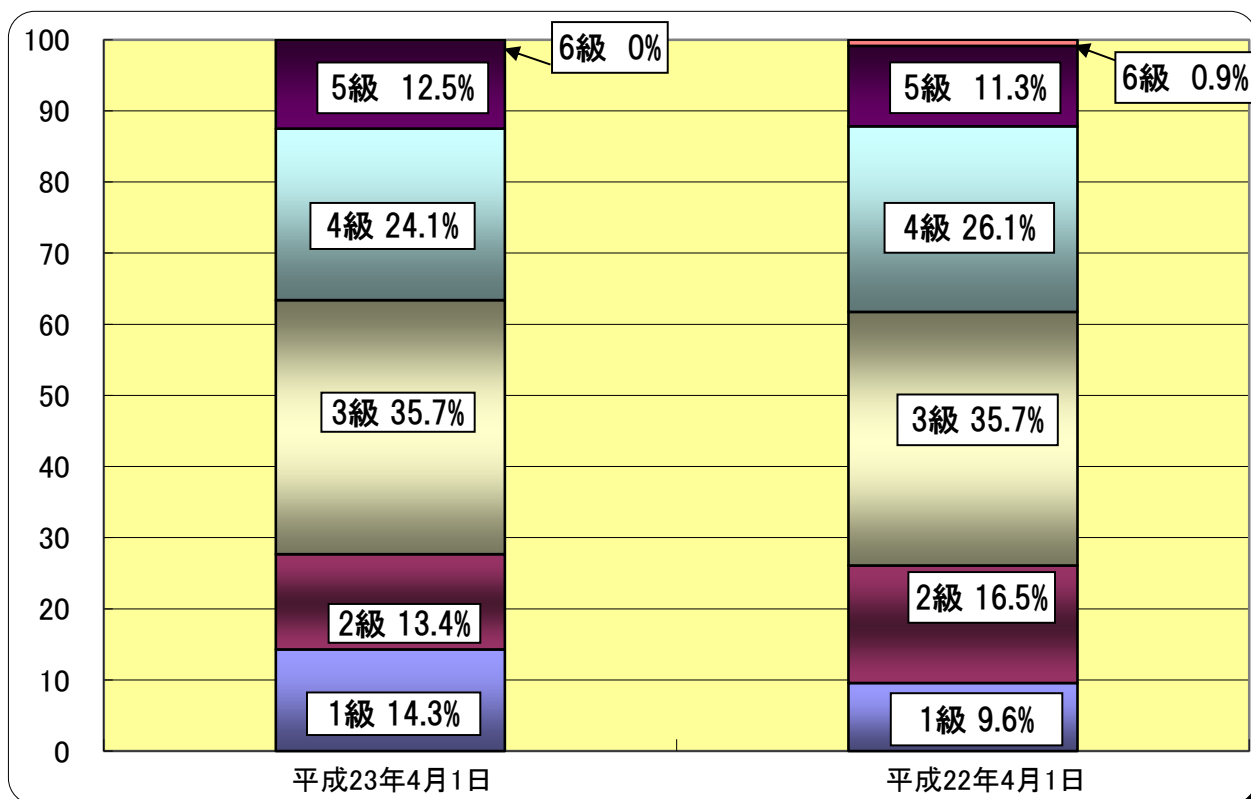
給与の支給額については、給与制度の改正に伴う調整額を含んだ額となっています。
該当する経験年数者がいない場合は、近似経験年数の職員の給料支給額を参考に算定しています。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	参事の職務	0	0.0
5 級	課長(重要困難な職務を行う課長)及びこれに相当する職員の職務	14	12.5
4 級	課長(5級以上に掲げるものを除く。)室長、課長補佐及びこれらに相当する職員の職務	27	24.1
3 級	係長及びこれに相当する職員の職務	40	35.7
2 級	主査及びこれに相当する職員の職務	15	13.4
1 級	主事、補主事の職務	16	14.3

(注) 1 紀美野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



平成18年4月1日の給与制度の改正により1級と2級を新1級に統合し、3級を新2級に、4級と5級を新3級に統合し、6級を新4級に、7級を新5級にそれぞれ改正している。また、平成22年4月1日の級別職務分類表改正により課長補佐等を4級とした。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価の導入はしていない。(試行期間中)

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

紀美野町		和歌山県		国	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)		—	
1,295 千円		1,600 千円			
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	(1.35)月分	2.60 月分	(1.35)月分	2.60 月分	(1.35)月分
(1.45) 月分	(0.65)月分	(1.45) 月分	(0.65)月分	(1.45) 月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～10 %	役職加算	5～20 %	役職加算	5～20 %
管理職加算	— %	管理職加算	10～20 %	管理職加算	10～25 %

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

現在、人事評価の導入はしていない。(試行期間中)

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

紀美野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年等	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)			(定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)		
退職手当の調整額	在職した職務の給に応じた定額の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の給に応じた定額の60月分	
1人当たり平均支給額	20,667 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績		—	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当

支給実績(平成22年度決算)		4,966 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		85,621 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		29.1 %	
手当の種類(平成23年度手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	町税の徴収に関する事務に従事した者	町税の徴収事務に従事した場合に支給	1日500円
感染症の防疫作業に従事手当	感染症の防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の疑いのある物体の処理作業に従事した場合に支給	1日1,000円
犬猫等死体処理業務に従事手当	犬猫等死体処理業務に従事する職員	犬猫等死体の処理業務に従事した場合に支給	1日1,000円
地籍調査業務手当	地籍調査業務に従事する職員	地籍調査業務に従事する職員で、著しく危険な現場で長期間作業に従事したものに對し支給	1日300円
消防本部及び消防署勤務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消防本部及び消防署に勤務する職員に對し支給	月額5,500円
交代制勤務手当	交代制勤務に従事する職員	消防署に勤務し、交代制勤務に従事する職員に對して支給	1当務500円
救急業務手当	救急業務に従事する職員	消防署に勤務し、救急業務の為に出勤した場合に支給	1回につき300円
救急業務手当	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員に對して支給	月額8,000円
医学研究手当	診療所の医師	診療所に勤務する医師に對し支給	月額70,000円
診療等手当	診療所の医師	診療業務に従事する医師に對し支給	1日12,000円
災害等により他の自治体へ派遣された職員の手当	災害等により他の自治体へ派遣された職員	災害等により他の自治体へ派遣され、応急作業又は災害調査業務に従事したものに對し支給	1日1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	25,611 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	142 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	1 配偶者13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1)1人当り6,500円(そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円、 3 満16歳から22歳の子供 5,000円加算	同じ	—	23,121 千円	201,052 円
住居手当	借家の場合は12,000円を超える場合は上限27,000円 持家の場合は新築・購入から5年 限り月額2,500円	異なる	持家に係る 住居手当の支給	5,169 千円	152,029 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給する 【参事、課長、支所長、次長40,000円】 【主管、室長30,000円】 【課長補佐、室長補佐、所長、副所	異なる	—	17,910 千円	293,607 円
初任給調整手当	医学に関する専門知識を必要としかつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給する 【月額276,800円】	同じ	—	3,322 千円	3,321,600 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関を利用し、あるいは、交通用具を使用して通勤している職員	異なる	2-4 km 3,000円 4-6 km 4,000円 6-8 km 5,000円 8-10km 5,900円 10-12km 7,000円 12-14km 7,900円 14-16km 9,000円 16-18km 9,900円 18-20km11,000円 20-22km12,000円 22-24km13,100円 24-26km14,000円 26km超15,200円	9,249 千円	61,252 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員が勤務した場合に支給する4,200円	同じ	—	54 千円	4,154 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急時等により週休日等に勤務した場合に支給	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給 【時間当り100分の25】	同じ	—	2,338 千円	83,500 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給【規則100分の135】	同じ	—	6,568 千円	312,762 円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項の規定による職員がその住居を離れて紀美野町の区域に滞在することを要する場合に支給する	/	滞在施設別 *公用施設 1日当3,970円	0 千円	0 円
武力攻撃等災害派遣手当	武力攻撃事態等における国民保護の為の措置に関する法律第154条の規定による職員がその住居を離れて紀美野町の区域に滞在することを要する場合に支給する。		*その他の施設 30日以内 1日当6,620円 30-60日 1日当5,870円 60以上 1日当5,140円	0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給料	町 長	640,000	(670,000) 円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	560,000	(580,000) 円	870,000 円/	553,000 円		
	収 入 役	-	円	- 円/	- 円		
報酬	議 長	295,000	円	340,000 円/	243,000 円		
	副 議 長	240,000	円	280,000 円/	192,000 円		
	議 員	220,000	円	260,000 円/	175,000 円		
期末手当	市区町村長 副 町 長 収 入 役	(22年度支給割合) 2.95 月分 × 給与月額 × 35%					
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 2.95 月分 × 給与月額 × 10%					
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(支給時期)			
	副 町 長	670,000円×在職月数×0.433		任期毎			
	教 育 長	580,000円×在職月数×0.258		任期毎			
		540,000円×在職月数×0.208		任期毎			

※給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。(給与の減額に関する特例により平成23年3月31日までの間)

7 職員数の状況

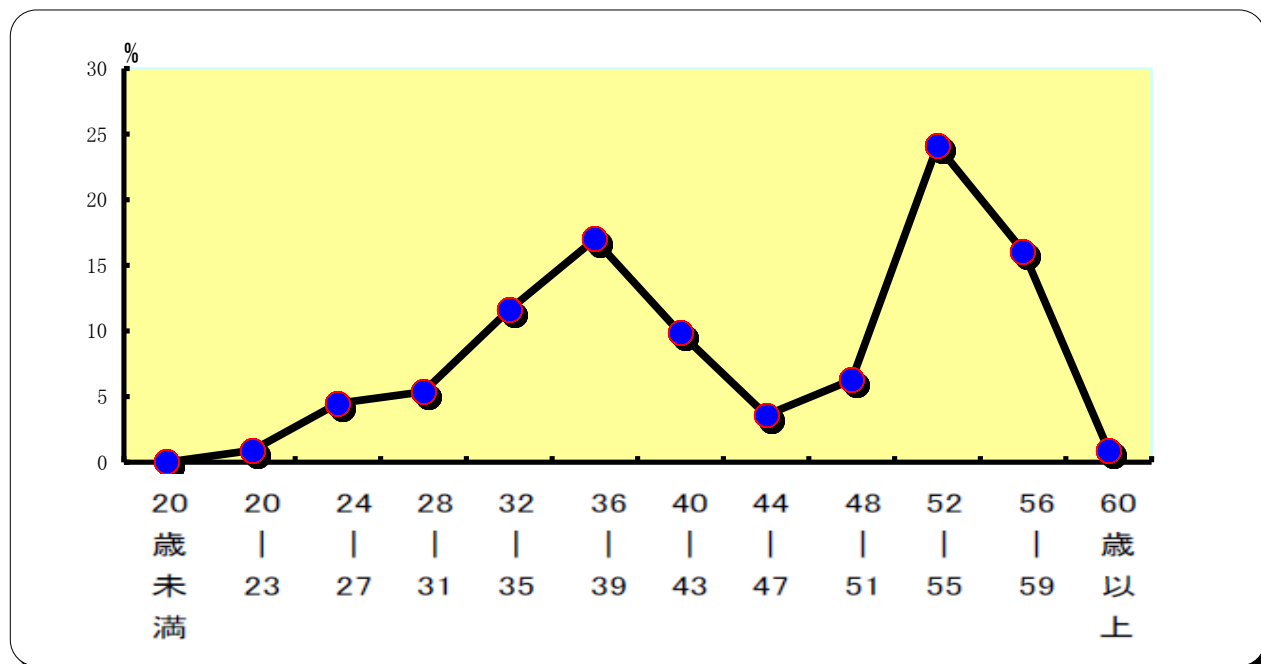
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年4月1日	平成23年4月1日			
普通会計部門	議 会	2	2	0	業務見直し(うち派遣職員4名)	
	総 務	28	30	2		
	税 務	11	11	0		
	農 林 水 産 商 工	21	18	△ 3		
	勞 働 働 務	2	2	0		
	土 木	11	11	0		
	民 生	32	34	2		
	衛 生	13	13	0		
	小 計	120	121	1		人口1万人当たり職員数113.09人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数83.29人)
	教 育 関 係	27	26	△ 1		業務見直し
消 防 関 係	33	35	2	業務見直し		
小 計	180	182	2	人口1万人当たり職員数170.11人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数105.74人)		
公営企業計等部門	上 水 道	5	4	△ 1	退職者不補充	
	簡 易 水 道	5	5	0		
	そ の 他	18	17	△ 1	退職者不補充	
	小 計	28	26	△ 2		
合 計		208 [250]	208 [250]	0 [0]	人口1万人当たり職員数194.41人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	5人	6人	13人	19人	11人	4人	7人	27人	18人	1人	112人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年 度								過去5年間の増減数(率)
	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年		
一般行政	163	145	141	135	129	120	121	▲ 24 (▲ 16.6%)	
教 育	30	30	31	29	28	27	26	▲ 4 (▲ 13.3%)	
消 防	33	33	32	33	34	33	35	2 (6.1%)	
普通会計計	226	208	204	197	191	180	182	▲ 26 (▲ 12.5%)	
公営企業等会計計	26	33	30	28	29	28	26	▲ 7 (▲ 21.2%)	
総合計	252	241	234	225	220	208	208	▲ 33 (▲ 13.7%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 紀美野町上水道事業事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
22年度	102,732千円	9,096千円	29,064千円	28.3%

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
22年度	5	19,612千円	2,469千円	6,983千円	5,813千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成23年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
紀美野町 (上水道事業会計)	51.2 歳	311,300 円	459,369 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

紀美野町(水道)				紀美野町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(22年度)				1人当たり平均支給額(22年度)			
1,397 千円				1,295 千円			
(22年度支給割合)				(22年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分			(1.45) 月分	(0.65) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役 職	加 算	5~10 %		役 職	加 算	5~10 %	
管 理 職	加 算	— %		管 理 職	加 算	— %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

紀美野町(水道)			紀美野町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年等	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2%~20%加算)			(退職時特別昇給 2%~20%)		
退職手当の調整額	在職した職務の給に応じた定額の 60月分		退職手当の調整額	在職した職務の給に応じた定額の 60月分	
1人当たり平均支給額	— 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		—	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		70 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		14,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度決算)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
塩素充填特殊勤務手当	塩素充填作業に従事する職員	塩素充填業務	1回につき1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	128 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	64 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	1 配偶者13,000円 2 配偶者以外の扶養親族(1)1人当り6,500円(そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円、 3 満16歳から22歳の子供5,000円加算	同じ	—	1,077 千円	215,400 円
住居手当	借家の場合は12,000円を超える場合は上限27,000円 持家の場合は新築・購入から5年限り月額2,500円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給する 【参事、課長、支所長、次長40,000円】 【主管、室長30,000円】 【課長補佐、室長補佐、所長、副所長20,000円】	異なる	—	980 千円	326,667 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関を利用し、あるいは、交通用具を使用して通勤している職員	異なる	2-4 km 3,000円 4-6 km 4,000円 6-8 km 5,000円 8-10km 5,900円 10-12km 7,000円 12-14km 7,900円 14-16km 9,000円 16-18km 9,900円 18-20km11,000円 20-22km12,000円 22-24km13,100円 24-26km14,000円 26km超15,200円	204 千円	40,800 円